近隣アジア諸国を中心とした海外における口蹄疫の発生状況

- 本病は中国、韓国等の近隣諸国で継続的に発生しており、人や物を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況。
- 侵入防止措置として水際検疫体制の強化に加え、アジア全体での発生の抑制が重要との観点から、アジア地域の防疫を支援する事業を実施。平成23年より年1回「口蹄疫防疫及び高病原性鳥インフルエンザに係る日中韓等東アジア地域シンポジウム」を開催し国際的な連携を強化。

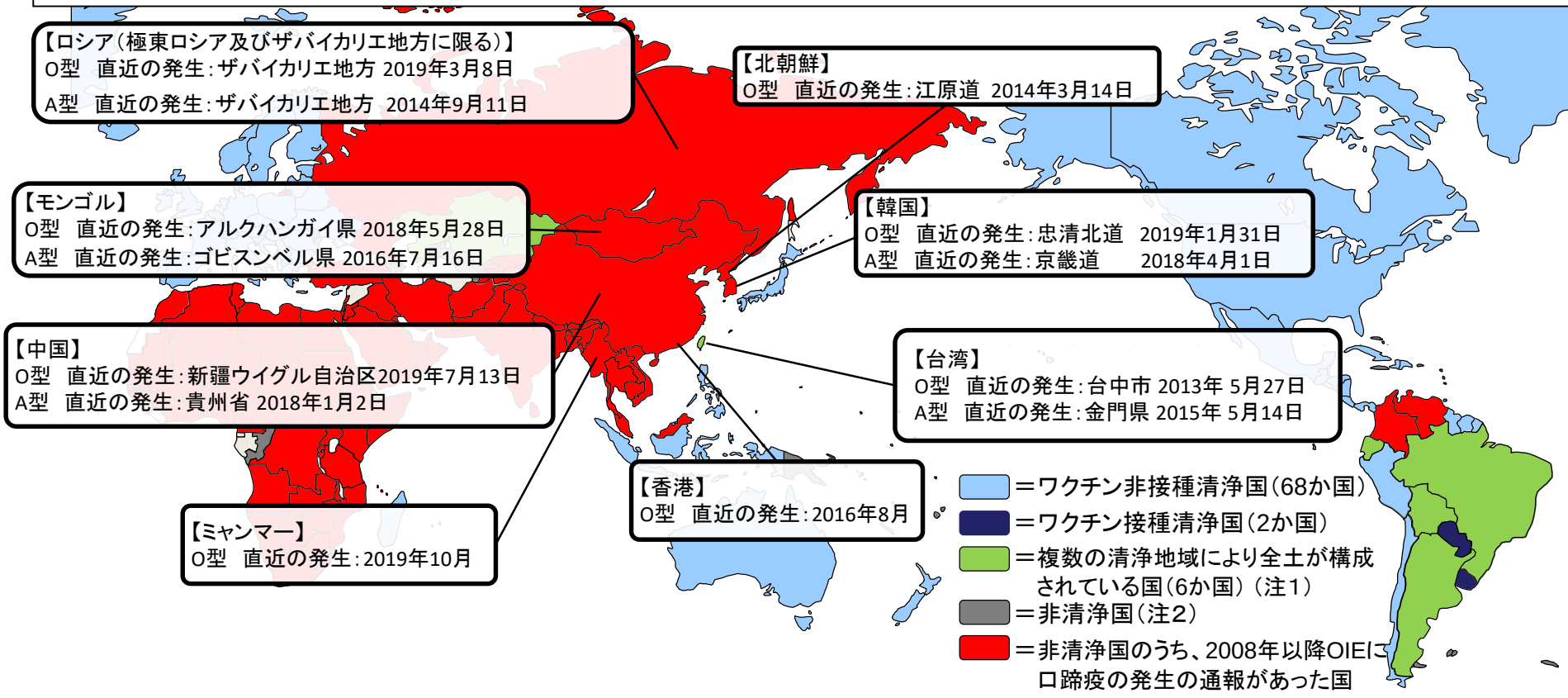

注1　国の全土が、ワクチン接種清浄地域及びワクチン非接種清浄地域により構成されている。アルゼンチン、エクアドル、ボリビア、カザフスタン、ブラジル、台湾の6カ国
注2　非清浄国には、その一部にOIEが公式認定するワクチン非接種清浄地域／ワクチン接種清浄地域を含んでいる国を含む。

2019年11月26日現在

(2)

海外における高・低病原性鳥インフルエンザの発生状況とそれに伴う我が国の措置

・海外からの鳥インフルエンザの侵入を防止するため、発生時には家きん、家きん肉等の輸入を停止。
・2004年２月からは、ペットも含め全ての鳥類について発生国からの輸入を停止。
・アジア諸国を対象に、本病のまん延を防ぐため、国際機関を通じ、防疫対策を支援。

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生等に伴う輸入停止状況

（＝輸入停止国【54か国/地域】）

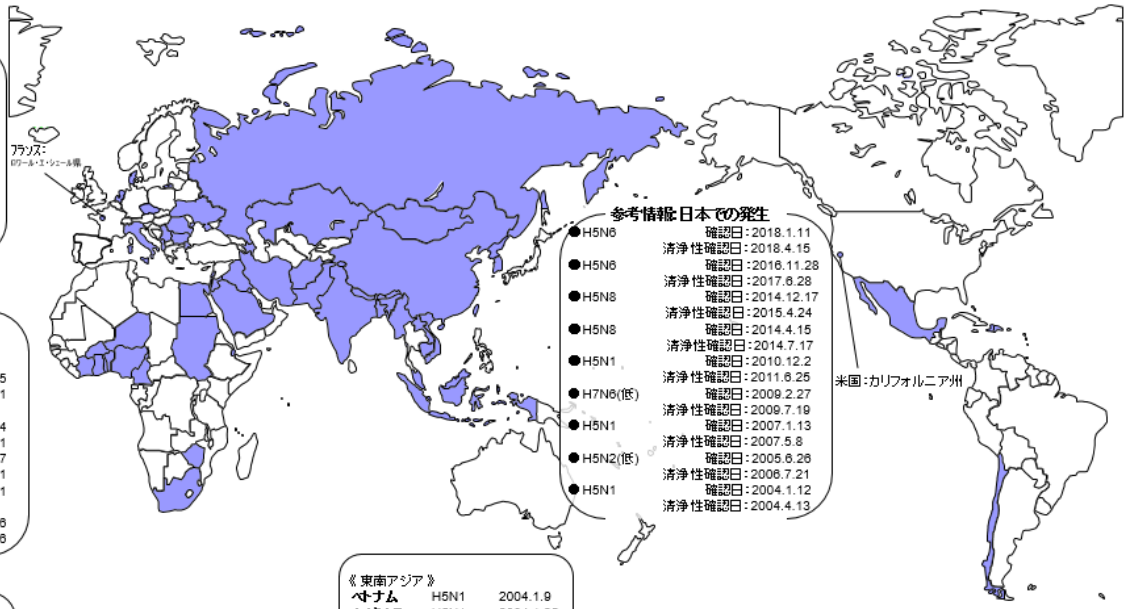

《ヨーロッパ》

ロシア	H5N1	2005.7.22
ウクライナ	H5N1	2005.12.6
イタリア	H7N3(低)	2002.10.23
ルーマニア	H5N1	2005.10.11
アルバニア	H5N1	2006.3.9
チェコ	H5N1	2007.6.22
セルビア・モンテネグロ	H5N1	2006.4.5
フランス ロワール・エ・シェール県	H5(低)	2019.10.10

《アフリカ》

ナイジェリア	H5N1	2006.2.9
南アフリカ	H5N2	2004.8.9
ジンバブエ	H5N2	2005.12.5
エジプト	H5N1	2006.2.21
ニジェール	H5N1	2006.3.1
カメルーン	H5N1	2006.3.14
スーダン	H5N1	2006.4.21
コートジボワール	H5N1	2006.4.27
ブルキナファソ	H5N1	2006.5.31
ジブチ	H5N1	2006.5.31
ガーナ	H5N1	2007.5.7
トーゴ	H5N1	2007.6.26
ベナン	H5N1	2007.12.6

《西アジア》

イラク	H5N1	2006.2.6
イスラエル	H5N1	2006.3.20
ヨルダン	H5N1	2006.3.27
パレスチナ自治区	H5N1	2006.4.18
クウェート	H5N1	2007.3.1
サウジアラビア	H5N1	2007.3.27
アゼルバイジャン	H5N1	2006.3.1
レバノン	(低)	2009

《南アジア》

パキスタン	H7N3	2004.1.27
インド	H5N1	2006.2.21
アフガニスタン	H5N1	2006.3.17
バングラデシュ	H5N1	2007.3.27
イラン	H5N1	2008.1.17
ネパール	H5N1	2009.1.19
ブータン	H5N1	2010.2.24

《東南アジア》

ベトナム	H5N1	2004.1.9
インドネシア	H5N1	2004.1.25
ラオス	H5(不明)	2004.1.27
カンボジア	H5N1	2004.1.25
ミャンマー	H5N1	2006.3.14

《中央アジア》

カザフスタン	H5N1	2005.8.4

《東アジア》

中国	H5N1	2004.1.27
香港	H5N1	2001.5.18
マカオ	H5N1	2001.5.24
台湾	H5N2(低)	2010.1.22
モンゴル	H5N1	2005.9.2
北朝鮮	H7N7	2005.3.15
韓国	H7N7(低)	2010.10.18

《南北アメリカ》

メキシコ	H7N3	2012.6.26
ドミニカ共和国	H5N2(低)	2007.12.25
ハイチ共和国	H5N2(低)	2008.6.16
チリ	H7(低)	2019.9.12
米国 カリフォルニア州	H7(低)	2018.9.10

※血清型は、輸入停止の原因となった型を示す
※日付は確認日（日本が発生等を確認し、輸入停止等の対応を行った日）
※病原性が不明又は低病原性鳥インフルエンザであることが確認できている場合、亜型表記の後ろにそれぞれ（不明）又は（低）と表記
※赤字は更新箇所

2019年11月26日現在

アジア地域への支援の概要

○“ワンヘルス”による動物疾病対策・食料安全保障強化事業
・平成31年度予算額　68百万円
・事業内容
　アジア域内の野鳥及び家きんの鳥インフルエンザの防疫対策ワークショップの開催、各国の狂犬病対策の有効性評価、アジア太平洋地域の獣医組織能力の強化等

○我が国のSPS関連総合対策プロジェクトのうち「ＡＳＦ等越境性動物疾病の清浄化に向けた取組」の概要
・平成31年度予算額　45百万円
・事業内容
　ＡＳＦの専門家ネットワークの構築、口蹄疫等防疫ロードマップの策定、重要疾病の監視、情報共有の推進等

海外におけるＡＳＦの発生状況

- 2007年にアフリカからジョージア、ロシア等に侵入。
- 2014年以降、東欧諸国への流行が拡大。
- 2018年、アジアで初めて中国で発生を確認。以降周辺国へ感染が拡大し、我が国への侵入リスクが一層増大。

ASFの発生拡大状況（2007年～）

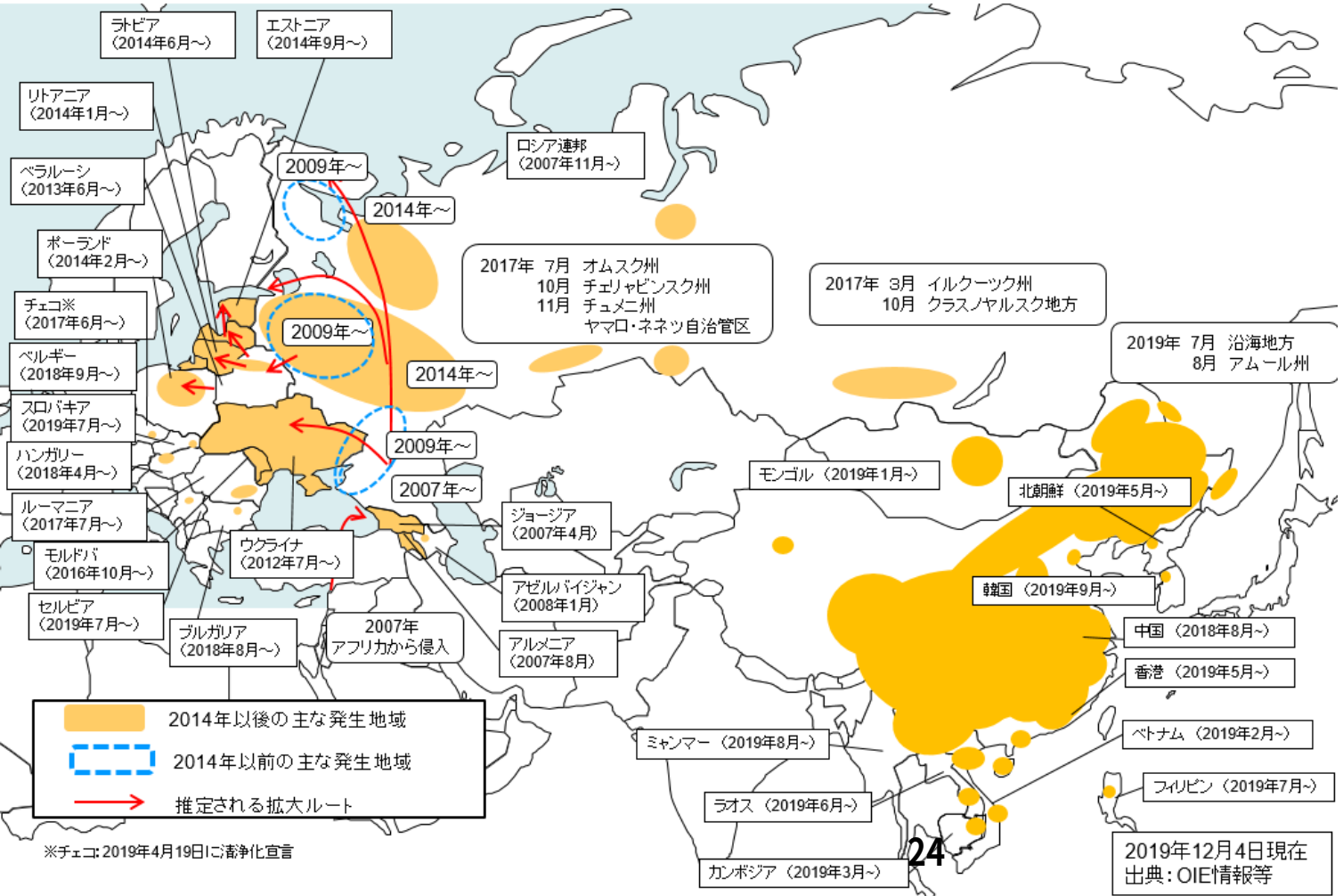

中国の発生をふまえ 強化した対策

＜国内対策＞

- 豚及びいのししの所有者への飼養衛生管理基準遵守の再徹底。
  - ①人、物、車両によるウイルスの持ち込み防止
  - ②野生動物対策
  - ③食品残さ給与に関する指導

＜水際対策＞

- 中国からの飼料用稲わらを一部輸入停止
- 検疫探知犬の臨時的増頭
- 中国からの直行便の携帯品検査を強化
- 中国からの豚由来畜産物の検査を強化
- 国際郵便物の検査を強化
- 靴底消毒及び車両消毒の実施状況の点検
- 船舶・航空機の厨芥残渣の適切な処理を指導
- 広報活動の強化
- 機内アナウンスの実施
- 関係省庁との連携強化　など

※参考

- 旅客が携帯していた豚肉製品から、ASFウイルス遺伝子を検出。一部からは、感染力のあるウイルスを分離。

越境性疾病の侵入防止策について

１　基本的考え方

⑴ 2000年、2010年と口蹄疫が発生したが、日本は、ＣＳＦ、口蹄疫のアジア唯一の清浄国（ＣＳＦについては、昨年9月、２６年ぶりに発生が確認され、現在、保留中）。また、近年、欧州で拡大しているＡＳＦが昨年８月、アジアに初めて中国で確認され、本年１月にはモンゴル、２月にはベトナム、３月にはカンボジアで確認。

⑵ アジアで活発な流行がみられる中で国際的な人や物の往来が増加していることから、今後も我が国に越境性疾病が侵入する危険性は高く、国際空港・海港における水際での検疫を強化する一方で、国内では侵入する可能性があるという前提に立ち、国、都道府県、畜産農家など関係者が連携・協力して、実効ある防疫体制を整備することが必要。

アジア地域における豚コレラの発生状況

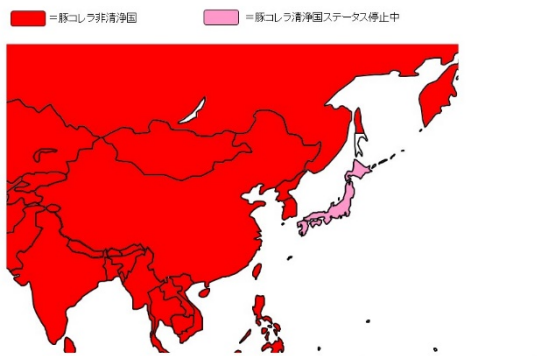

※出典：OIE他

アジア地域におけるアフリカ豚コレラの発生状況

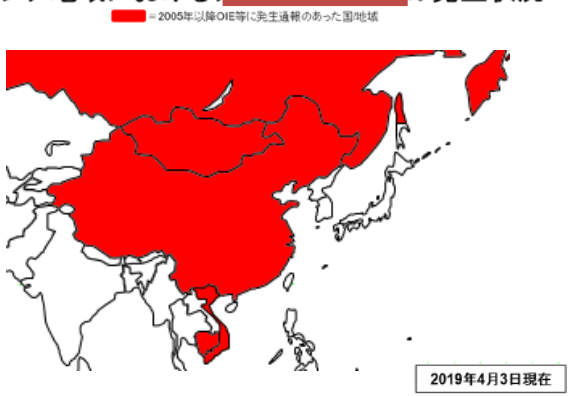

アジア地域における口蹄疫の発生状況

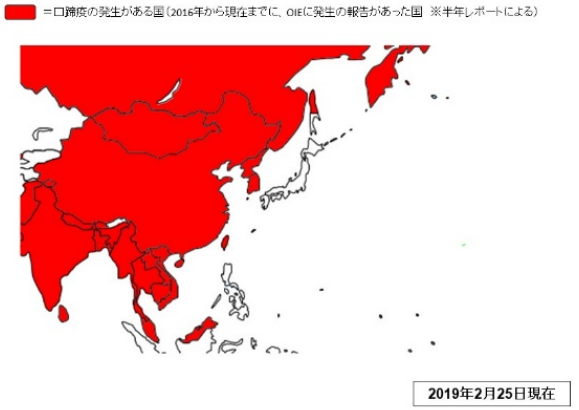

※出典：OIE

越境性動物疾病の侵入防止策について

2　国内への侵入防止策

(1)広報活動の強化

- 中国国内SNS（Weibo等）ベトナム国内SNSなどに情報発信
- 日本向け直行便で機内アナウンスを実施（中国便は全便数のうち約９割）
- 広報ポスターの掲示（３年以下の懲役又は100万円以下の罰金を明示）

(2)畜産物の持込みの取締

- 検疫探知犬による探知活動
- 職員による質問（通訳を配置）
- 税関と連携した旅客の携帯品検査の強化
- 畜産物の違法持込みに対する対応の厳格化

(3)船舶・航空機の食品残渣の適切な処理の指導（全167処理業者）

広報ポスター

3　国内における侵入防止策

(1)春と秋に都道府県防疫担当職員を参集し、越境性動物疾病の情報、対策のポイント等を共有

検疫探知犬による探知活動

(2)飼養衛生管理基準の遵守の徹底

- 人や車、物の出入りに際しての畜舎、飼料倉庫、たい肥舎等、特に衛生的な管理が必要となる衛生管理区域を設定し、洗浄、消毒の徹底
- また、直接、越境性疾病の侵入防止を目的とするものとして、
  - 過去1週間以内に海外から入国し、又は帰国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないこと
  - 生肉を含む可能性がある食品循環資源を飼料として給与する場合、70度以上で30分間以上など加熱処理すること

を指導。